

▲京都大学学位規程

昭和 33 年 1 月 28 日

達示第 1 号制定

第 1 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士(専門職)及び法務博士(専門職)とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部 総合人間学

文学部 文学

教育学部 教育学

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学

人間健康科学

薬学部 薬科学

薬学

工学部 工学

農学部 農学

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理学

医学研究科 医科学

人間健康科学

薬学研究科 薬科学

薬学

工学研究科 工学

農学研究科 農学

人間・環境学研究科 人間・環境学

エネルギー科学研究科 エネルギー科学

アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究

情報学研究科 情報学

生命科学研究科 生命科学

総合生存学館 総合学術

地球環境学舎 地球環境学

4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理学

医学研究科 医学

医科学

社会健康医学

人間健康科学

薬学研究科 薬科学

薬学

工学研究科 工学

農学研究科 農学

人間・環境学研究科 人間・環境学

エネルギー科学研究科 エネルギー科学

アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究

情報学研究科 情報学

生命科学研究科 生命科学

総合生存学館 総合学術

地球環境学舎 地球環境学

経営管理教育部 経営科学

- 5 修士(専門職)の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科 社会健康医学

公共政策教育部 公共政策

経営管理教育部 経営学

- 6 [別表第2](#)に定める学位プログラムを履修する者のうち、当該学位プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査に合格した者に修士の学位を授与するに当たっては、[第3項](#)の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は[同項](#)の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該博士論文研究基礎力審査に合格したことを記すことができる。

- 7 [別表第2](#)に定める学位プログラムを修了した者に博士の学位を授与するに当たっては、[第4項](#)の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は[同項](#)の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該学位プログラムを修了したことを記す。

- 8 [第2項](#)から[前項](#)までの規定にかかわらず、国際連携教育課程(通則第42条の4第3項に定めるものをいう。以下同じ。)である大学院の課程を修了した者には、[別表第3](#)に定める区別に従い学位を授与し、当該学位を授与するに当たっては専攻分野の名称を付記する。

(昭61達7加・平3達22加・削・平4達5改・達38加・達63改・削・平5達61加・平9達47加・平10達86・平11達23・平12達15改・平14達38加・平16達122改・平17達145改・加)

(平18達62・平19達14・平22達2・平24達38・平25達23・平28達27・平28達50・平31達16・一部改正)

- 第2条 本学大学院の課程([京都大学通則\(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。\)](#)第53条の2の専門職学位課程を除く。)の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

- 2 [通則第55条第2項](#)の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

(昭34達9・昭51達30・平4達5改・平9達10加・平12達15・平14達38改・平16達122改)

(平18達39・一部改正)

- 第3条 [前条](#)によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。

- 2 [前項](#)の学位論文審査手数料の額は、[京都大学における学生納付金に関する規程\(平成16年達示第63号\)第7条](#)に定める額とする。

- 3 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

(昭34達9・昭51達30改・平4達63加・平13達17改・平16達122改)

第4条 [第2条](#)の学位論文審査願及び[前条](#)の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議(総合生存学館にあつては総合生存学館会議、地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。)に付託するものとする。

(昭51達30本条加・平14達38改・平16達122改)

(平25達23・平31達16・一部改正)

第5条 学位論文(修士論文又は博士論文)は1編とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(昭51達30改・平16達122改)

(平26達8・一部改正)

第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験(以下この条及び[次条](#)において「論文の調査等」という。)を行わせる。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、[第1項](#)の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、[第1項](#)及び[第2項](#)に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

(昭34達9・昭51達30改・平7達31加・改・削・平9達10削・改・加・平14達38改・平16達122改)

(平17達70・平18達39・平31達16・一部改正)

第6条の2 [前条](#)の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議は、国際連携教育課程である大学院の課程の修了による学位の授与(以下「国際連携教育課程の学位の授与」という。)においては、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議を経て、当該国際連携専攻の教授の中から調査委員4名以上を選定して、論文の調査等を行わせる。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、半数以内に限り、当該国際連携専攻の教授以外の本学又は当該連携外国大学院の教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、本学の当該研究科及び当該連携外国大学院の当該国際連携教育課程を実施する研究科又はそれに代わる組織以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を調査委員以外の本学又は当該連携外国大学院の教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等(当該連携外国大学院を除く。)の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、[第1項](#)及び[第2項](#)に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等(当該連携外国大学院を除く。)の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

(平31達16・追加)

第7条 [第3条](#)の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。

2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。

(昭51達30本条加)

第8条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わったときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。

(昭51達30旧7条下・改・平16達122改)

第9条 修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、[前項](#)の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、[前項](#)の教授及び当該准教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

(昭51達30旧8条下・改・平4達5改・平16達122・平17達145改)

(平18達70・一部改正)

第10条 教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に上申しなければならない。ただし、修士、修士(専門職)及び法務博士(専門職)の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。

2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

(昭51達30旧9条下・改・平16達122・平17達145改)

(平27達7・一部改正)

第11条 修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後1年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(昭51達30本条加・平12達15改・平16達122削)

第12条 総長は、修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位を授与できると認められた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、国際連携教育課程の学位の授与においては、総長は、修士又は博士の学位を授与できると認められた者に対し、当該連携外国大学院を代表する者と連名で学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

(昭34達9加・昭51達30旧10条下・平4達5・平17達145改)

(平31達16・一部改正)

第13条 学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。

(昭51達30旧11条下・改・平13達33改)

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。

3 [前2項](#)の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

(昭 51 達 30 本条加)

(平 25 達 43・一部改正)

第 15 条 修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 [前条](#)の規定に違背したときは、[前項](#)の規定によることができる。

3 教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、[前各項](#)の議決をする場合は、構成員の 3 分の 2 以上が出席して、その 4 分の 3 以上が同意しなければならない。

(昭 34 達 22 旧 10 条下・昭 51 達 30 旧 12 条下・改・平 4 達 5 改・平 16 達 122・平 17 達 145 改)

第 16 条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、[別表第 1](#)のとおりとする。

2 総長は、国際連携教育課程の学位の授与においては、[別表第 4](#)の[様式例](#)を基礎として、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、[様式](#)を定めるものとする。

(昭 34 達 22 旧 12 条下・昭 51 達 30 旧 13 条下・改)

(平 24 達 38・平 31 達 16・一部改正)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、総長が別に定める。

(平 31 達 16・追加)

#### 附 則

1 この規程は、昭和 33 年 1 月 28 日から施行する。

2 大正 10 年 3 月 26 日達示第 11 号制定の[京都大学学位規程](#)は、廃止する。ただし、従前の規程による学位の授与は、この規程にかかわらず、昭和 37 年 3 月 31 日(医学博士については昭和 35 年 3 月 31 日)までは、なお従前の例による。

(昭 34 達 22 削)

附 則(昭和 34 年達示第 22 号)

この改正は、昭和 34 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 50 年達示第 9 号)

この規程は、昭和 50 年 2 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 51 年達示第 30 号)

1 この規程は、昭和 51 年 6 月 8 日から施行する。

2 この規程施行の際現に改正前の第 6 条第 1 項の規定による調査委員としてその職務を行う者は、改正後の同条同項の規定により選定されその職務を行う者とみなす。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成 16 年達示第 122 号)

この規程は、平成 16 年 6 月 28 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 15 年 3 月 31 日以前に医学研究科社会健康医学系専攻の修士課程に入学した者については、第 1 条第 3 項、第 2 条第 1 項、第 8 条の 2 及び第 11 条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成 25 年達示第 43 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 11 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(令和 2 年達示第 13 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。